



佐賀県公報

平成17年
6月3日
(金曜日)
第12612号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

公告

○保安施設地区の予定地	(三四一・森林整備課)	一
〃	(三四二・	二
○随意契約の相手方等の公示	(医務課)	三
〃	(四
○土地改良区役員の就任届	(農地整備課)	四
○兵庫西部地区第一換地区換地計画	(五
○金立南部地区換地計画	(五
○公印の登録	(総務法制課)	五
〃	(六
〃	(六
○随意契約の相手方等の公示	(税務課)	六
○物品の製造、修理又は購入のために行う一般競争入札及び指名競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項	(用度管財課)	六
○平成十七年度宅地建物取引主任者資格試験の実施	(財団法人不動産適正取引推進機構)	八

告示

◎佐賀県告示第三百四十一号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があった

ので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。
平成十七年六月三日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号とを直線で結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

伊万里市東山代町川内野字黒谷四八二八の一、字柳山四八三七の一、字北古場五三二九の五、五三三〇の一、五三一三地先、五三二四地先

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(四) 指定の有効期間

三年

二 保安施設地区の予定地の所在場所

ア 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十四号とを直線で結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

唐津市相知町大野字八反ヶ倉五四〇の二、五四〇の三、五四一の一、

五四二、五四三の一六、五四三の二〇、五四三の二一、五四一の一地先、五四三の四地先、五四三の二一地先

イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八十九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八十九号とを直線で結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

杵島郡北方町大字大渡字永池三八六一の一、三八六三の一、三八六三の三、三八六四の一、三八六四の三、三八六五、三九〇四、三九〇九の二、三九一一、三九一二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(四) 指定の有効期間

三年

三 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四十六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱四十六号とを直線で結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東松浦郡七山村大字白木字広敷二一の一、二二の一、二六、二八の一、二八の二、三〇の一、四三、四八、四八の二、五一の一、五一の二、五

二の一、五五の一、五五の五、五五の六、五七、五九の一から五九の三まで

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(四) 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第三百四十二号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年六月三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号とを直線で結んだ線に囲まれた区域並びに

次に掲げる土地に存する標柱十号から標柱十八号までを順次直線で結んだ線及び標柱十号と標柱十八号とを直線で結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

鹿島市大字山浦字水梨甲二九四九の二、甲二九四九の五、甲二九五〇の一、甲二九五二の一

(二) 指定の目的
水源のかん養

(三) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
ロ 主伐は、択伐による。
ハ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ホ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(四) 指定の有効期間
三年

(一) 保安施設地区の予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号とを直線で結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

藤津郡太良町大字多良字大川内九〇三四の一、九〇三八、九〇三九

(二) 指定の目的
土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(四) 指定の有効期間
三年

(二) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに鹿島市役所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。
平成17年6月3日
収支等命令者
佐賀県立病院好生館長 河 野 仁 志

1 委託業務名
平成17年度オーダリング関連システムに係る運用業務及びシステム保守業務委託

2 契約の相手方を決定した手続
随意契約

3 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日

平成17年4月1日

5 契約者の氏名及び住所

- (1) 氏名 西鉄情報システム株式会社 代表取締役社長 松尾 俊彦
 (2) 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目9番3号

6 契約価格

57,687,840円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 佐賀県立病院好生館企画・経営室
 (2) 所在地 佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番9号

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成17年6月3日

収支等命令者

佐賀県立病院好生館長 河 野 仁 志

1 契約業務名

平成17年度医事会計システム (HOPE/SX-U) 一式の賃貸借契約

2 契約の相手方を決定した手続

随意契約

3 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日

平成17年4月1日

5 契約者の氏名及び住所

- (1) 氏名 西鉄情報システム株式会社 代表取締役社長 松尾 俊彦
 (2) 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目9番3号

6 契約価格

40,425,000円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 佐賀県立病院好生館企画・経営室
 (2) 所在地 佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番9号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、福富土地

改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年6月3日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	吉岡 勳	杵島郡白石町大字福富4115番地	平成17年3月31日退任
"	石隈 高芳	" " " 3822番地	"
"	溝口 伊六	" " " 4254番地1	"
"	溝口 昭二	" " " 3340番地1	"
"	久原 勝	" " " 2504番地	"
"	香月 勝義	" " " 75番地	"
"	重富 一徳	" " " 1699番地	"
"	松尾 浩記	" " " 大字福富下分1242番地	"
"	野中 勳	" " " 1775番地	"
"	山口 住芳	" " " 1711番地	"
"	江口 文博	" " " 383番地1	"
"	藤武 実	" " " 3833番地	"
監事	松尾 直昭	" " " 2745番地	"
"	田島 松信	" " " 大字福富1223番地	"
"	香月 作義	" " " 大字遠江4412番地	"
理事	重富 一徳	" " " 大字福富1699番地	平成17年4月1日就任

筒井 文男	2354番地	〃	〃	〃
松尾 浩記	大字福富下分1242番地	〃	〃	〃
香月 作義	大字遠江4412番地	〃	〃	〃
松尾 直昭	大字福富下分2745番地	〃	〃	〃
野中 勳	1775番地	〃	〃	〃
森口 皓	大字福富692番地	〃	〃	〃
金子 清登	小城市芦刈町永田3082番地 1	〃	〃	〃
江頭 宗男	杵島郡白石町大字福富下分3203番地	〃	〃	〃
田島 武秋	大字福富4810番地 1	〃	〃	〃
諸岡 義昭	大字八平240番地	〃	〃	〃
小野 由博	大字福富下分378番地	〃	〃	〃
小野 立生	大字福富3412番地	〃	〃	〃
監事 山口 岩雄	大字福富下分253番地 1	〃	〃	〃
〃 西山 善美	2608番地	〃	〃	〃
〃 藤武 実	3833番地	〃	〃	〃

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地還元資源利活用）兵庫西部地区第1換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年6月3日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
 県営土地改良事業（農地還元資源利活用）兵庫西部地区第1換地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
 平成17年6月6日から平成17年7月1日まで

3 縦覧の場所
 佐賀市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（ほ場整備 担い手育成型）金立南部地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年6月3日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
 県営土地改良事業（ほ場整備 担い手育成型）金立南部地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
 平成17年6月6日から平成17年7月1日まで
- 3 縦覧の場所
 佐賀市役所

次の公印は、平成17年5月6日をもって登録しました。

平成17年6月3日

佐賀県知事 古 川 康



一般専用公印（許認可専用）
 （唐津農林事務所）

次の公印は、平成17年5月19日をもって登録しました。

平成17年6月3日

佐賀県知事 古川 康



一般専用公印(許認可専用)

(佐賀土木事務所)

次の公印は、平成17年5月23日をもって登録しました。

平成17年6月3日

佐賀県知事 古川 康



一般専用公印(許認可専用)

(伊万里土木事務所)



一般専用公印(許認可専用)

(伊万里農林事務所)

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成17年6月3日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部税務課長 中島 信明

1 特定役務の名称及び数量

平成17年度税総合情報システム維持管理業務委託 一式

2 契約の相手方を決定した手続

随意契約

3 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日

平成17年4月1日

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士通株式会社 佐賀支店長 桐明 建王

(2) 住所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号

6 契約金額 64,260,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部税務課

(2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県が発注する物品の製造、修理又は購入のために行う一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項は次のとおりとする。

なお、この公告に定める資格審査の手続きは、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。

平成17年6月3日

佐賀県知事 古川 康

1 申請の時期

平成17年7月1日から7月29日までとする(その後も随時受付を行うが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがある。)

2 申請の方法

(1) 申請書の入札方法

<p>入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）は佐賀県庁のホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）からダウンロードできる。</p> <p>また、佐賀県出納局用度管財課用度担当（佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 郵便番号840-8570 電話番号0952-25-7194）において随時配布する。</p> <p>(2) 申請書の提出方法</p> <p>入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局用度管財課用度担当に提出しなければならない。ただし、特に認めた書類については、提出を要しない。</p> <p>なお、営業開始後1年未満の者で、決算期未到来により納税証明書が発行されない場合は、納税証明書に代わり法人設立（設置）届・個人事業税の開業届の写しを提出すること。</p> <p>ア 営業概要書</p> <p>イ 業種及び取扱品目届</p> <p>ウ 使用印鑑届</p> <p>エ 登記簿謄本（法人の場合に限る。）</p> <p>オ 市役所又は町村役場で発行する身分証明書（個人の場合に限る。）</p> <p>カ 東京法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人の登記がなされていないことを証する書類（個人の場合に限る。）</p> <p>キ 申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書</p> <p>ク 県税の未納の額が無いことを証する書類（入札参加認定申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの）</p> <p>ケ 個人県民税（住民税）納税証明書（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の個人県民税（住民税）に係るもの）</p> <p>コ 地方消費税納税証明書（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの）</p> <p>サ 営業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類</p>	<p>シ その他必要と認める書類</p> <p>(3) 申請書等の作成に用いる言語</p> <p>ア 申請書は、日本語で作成すること。</p> <p>なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>3 入札に参加することができない者</p> <p>(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する事実があつた後、2年を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者</p> <p>ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者</p> <p>ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p> <p>エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の遂行を妨げた者</p> <p>オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者</p> <p>カ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者</p> <p>4 資格及び資格審査</p> <p>次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認めた場合</p>
--	--

は実態調査を行う。

(1) 事業の経営状況

申請書を提出しようとする日(以下「審査基準日」という。)前1年間(営業開始後1年を経過していない者)は営業開始日から審査基準日の前日までの間、営業を停止し、又は休止した者で、営業再開後1年を経過していないものについては営業再開日から審査基準日の前日までの間)における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合

(2) 経営の規模

審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況

(3) 契約の履行実績

審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合

5 審査結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間は、平成17年10月1日(随時の受け付けを行った者)については、その資格を認定した日)から平成19年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

平成17年9月30日に有効期間が満了する者で、有効期間の更新を希望するものは、この公告に基づき申請書類を提出すること。

7 入札参加資格の取消し

3の②のイからカまでのいずれかに該当する行為を行ったと認められる者については、入札参加資格認定を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

○ 採 擇

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による佐賀県知事の委任に係る平成17年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施します。

平成17年6月3日

財団法人 不動産適正取引推進機構

理事長 小 野 邦 久

1 試験の日時

平成17年10月16日(日曜日)午後1時から午後3時まで。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第10条の5第6号に規定する登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで。

2 試験の場所

試験場は、受付の際に指定します。

3 試験の内容等

(1) 内容

おおむね次の事項について行います。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に
関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

<p>キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。</p> <p>ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除します。</p> <p>(2) 出題法令 平成17年4月1日現在施行されている法令によります。</p> <p>4 試験の方法及び出題数</p> <p>(1) 方法 4 肢択一式の筆記試験によります。</p> <p>(2) 出題数 50問</p> <p>ただし、登録講習修了者については、45問とします。</p> <p>5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができます。</p> <p>6 受験申込み</p> <p>(1) 郵送による申込み</p> <p>ア 試験案内及び受験申込書の配布</p> <p>イ 配布期間 平成17年7月1日(金曜日)から平成17年7月29日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(7月29日(金曜日)は午後4時30分まで)</p> <p>(イ) 配布場所</p> <p>a 社団法人佐賀県楠風会(佐賀市城内一丁目6番5号)</p> <p>b 社団法人佐賀県宅地建物取引業協会 (佐賀市神野東四丁目1番10号 佐賀県不動産会館)</p> <p>c 佐賀県県土づくり本部建築住宅課及び各土木事務所</p> <p>d 県立図書館及び県内各市立図書館</p>	<p>e 佐賀市内の積文館及び明林堂書店</p> <p>イ 申込期間 平成17年7月1日(金曜日)から平成17年7月29日(金曜日)までの日付の消印のあるものに限ります。</p> <p>ウ 提出書類</p> <p>(イ) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの)</p> <p>(ロ) 写真1枚(受験申込み前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)</p> <p>(ウ) 登録講習修了者については、前記(イ)及び(ロ)に加え登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)</p> <p>エ 受験手数料 7,000円</p> <p>受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込んでください。</p> <p>なお、払込手数料は、本人負担とします。</p> <p>オ 郵送先及び郵送方法 社団法人佐賀県楠風会(佐賀市城内一丁目6番5号)あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込んでください。</p> <p>(2) インターネットによる申込み</p> <p>ア 試験案内の掲載</p> <p>(イ) 掲載期間 平成17年6月17日(金曜日)から平成17年7月25日(月曜日)まで</p> <p>(ロ) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(http://www.retio.or.jp)</p>
---	--

イ 申込期間

平成17年7月1日(金曜日) 午前9時30分から平成17年7月14日(木曜日) 午後9時59分まで。

ウ 申込方法

㊦ 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページにアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。

㊧ 写真ファイル(受験申込み前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG方式のもの)を添付する。

エ 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定するクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入してください。

なお、事務手数料は、本人負担とします。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成17年11月30日(水曜日)

(2) 発表の方法

6の(1)ア(イ)の場で合格者一覧表を掲示するとともに、合格者については本人に合格証書を送付します。

8 試験に関する問合せ先

社団法人佐賀県楠風会 電話 0952-23-0201